



新潟県

新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和8年5月18日

新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部

- | | |
|-------|------------------------------|
| ○受付期間 | 令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）まで |
| ○考査日 | 令和8年6月3日（水） ※面接時間等は別途連絡します。 |

新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部で勤務する臨時的任用職員（行政事務）を募集します。

- | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●臨時的任用職員： | 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。 |
| ●勤務予定期間： | 令和8年6月25日（木）から令和8年9月30日（水）まで
※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。 |

1 採用職種・人数等

職種	人数	業務内容	勤務場所
行政事務	1人	特定医療費（指定難病）助成に関する事務等	新発田地域振興局健康福祉環境部

2 応募の資格

（1）資格要件

高校卒業程度の学力を有し、パソコンのワープロ・表計算ソフトを活用して表やグラフを用いた文書の作成ができる人

（2）その他

ア 当部の臨時的任用職員として勤務できる期間は連続して3年（技術職にあつては5年）までとなりますので、当部での臨時的任用職員としての勤務が連続3年（技術職としては5年）を超える見込みの人は応募できません。

イ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ・ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	会 場	住所・電話番号
令和 8 年 6 月 3 日（水） ※受付時間等は別途連絡します。	新発田地域振興局 1 階 第 5 会議室	新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号 TEL：0254-26-9165

(2) 考査の内容

方 法	内 容
面接考査 〔 考査前、当部で用意するボールペンで 宣誓書に記入していただきます。 〕	臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験に当たっての注意事項

- ア 当日は、受付時間までに直接会場においでください。遅刻者は、受験できません。
- イ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、考査後 2 週間以内を目途に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供について

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等による請求では提供できません。

提供請求できる人	提供内容	提供期間	提供時間	開示場所
選考考査の受験者	選考考査の総合ランク	選考考査の結果(合否)通知日から 1 か月間 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで ※正午から午後 1 時までを除く。	健康福祉環境部 庶務課

6 勤務予定期間

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）～令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

※代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

7 勤務条件

(1) 勤務時間等

- ア 勤務日 月曜日から金曜日まで
- イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
(休憩時間：正午から午後1時まで)

(2) 給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22歳）の場合、概ね月額220,000円です。

(3) 諸手当

- ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。
- イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

(4) その他

- ア 臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。
 - 例] ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - ・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等
- イ 勤務公署における受動喫煙を防止するための措置として、敷地内禁煙（屋外に喫煙場所の設置あり）を行っています。

8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記（4）の申込先まで、必ず持参又は郵送で提出してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記載し、写真を貼付したもの （イ）ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 （ア）市販の履歴書に必要事項を記載し、写真を貼付したもの ※ 申込みを受付後、受付・面接時間等を電話で連絡しますので、 <u>履歴書には常時連絡が取れる連絡先の電話番号を必ず記載してください。</u> ※ <u>郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員（行政事務）採用選考考査申込」と朱書し、必ず簡易書留等確実な方法で送付してください。普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねます。</u>
(2) 申込受付期間	令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）まで ※ <u>郵送の場合は、令和8年5月29日（金）必着</u>

(3) 持参の場合の 申込受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(4) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 庶務課 〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号 電話：0254-26-9165

考查会場案内図



【所在地、最寄りの下車駅】

所在地：〒957-8511 新発田市豊町3丁目3番2号
最寄りの下車駅：JR白新線・羽越本線 新発田駅

【徒歩の場合】

新発田駅から地下道を通り徒歩約20分

【タクシーの場合】

新発田駅からタクシーで約5分

【自家用車の場合】

新発田駅からは跨線橋を越え、県道を五十公野公園方面へ進み、信号3つ目の角